

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>(保安規定)</p> <p>第十五条 法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所（船舶にあつては、その船舶。以下この条において同じ）ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第1号</p> <p>関係法令及び保安規定の順守のための体制</p> <p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にするため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p><u>【品質マネジメント計画より】</u></p> <p><u>1 目的</u></p> <p><u>本品質マネジメント計画は、原子力研究所における保安活動に関して、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</u></p> <p><u>4 原子力安全のための品質マネジメントシステム</u></p> <p><u>4.1 一般要求事項</u></p> <p><u>(1) 原子力研究所は、原子力の安全の確保に与える重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施すると共に、そのマネジメントシステムの実効性を維持するため継続的な改善をする。重要度に応じた取扱いにおいては、(3)の事項を含め、品質マネジメントシステムの中で定める。図4.1.1に品質マネジメントシステムの概念図を示す。</u></p> <p><u>(2) 原子力研究所は、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスにより達成される結果を明確にする。</u></p> <p><u>b) これらのプロセスの順序及び相互関係を明確にする。</u></p> <p><u>c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な判断基準及び方法（保安活動や原子力施設の状況を示す指標（以下単に「指標」という。）を含む。）を明確にする。</u></p> <p><u>d) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。</u></p> <p><u>e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。ただし、監視測定及び測定することが困難な場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</u></p> <p><u>g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。</u></p> <p><u>h) 意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。</u></p> <p><u>i) 原子力施設の原子力の安全に係る対策とセキュリティ対策が互いに与える潜在的な影響を特定し、解決する。</u></p> <p><u>j) 健全な安全文化を育成し維持するための活動を推進する。</u></p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(3) <u>原子力研究所は、品質マネジメントシステムにおいて、原子力の安全の確保に与える重要度に応じて以下のグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。</u></p> <p>a) <u>原子炉施設等、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</u></p> <p>b) <u>原子炉施設等若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</u></p> <p>c) <u>機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響</u></p> <p>(4) <u>原子力研究所は、関係法令を遵守すると共に、これらのプロセスをこの規程の要求事項に従って運営管理しなければならない。</u></p> <p>(5) <u>原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを原子力研究所が決めた場合には、原子力研究所はアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度は、原子力研究所の品質マネジメントシステム(7.4 調達)の中で定める。</u></p> <p>4.2 <u>文書化に関する要求事項</u></p> <p>4.2.1 <u>一般</u></p> <p><u>品質マネジメントシステムの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、次の事項を含める。また、図 4.2.1-1 に品質マネジメントシステム文書体系図を示す。なお、品質保証活動を行う上で必要とされる文書は、別途定める文書で明確にする。</u></p> <p>a) <u>品質方針及び品質目標</u></p> <p>b) <u>本品質マネジメント計画書（品質マニュアルとして定める。）</u></p> <p>c) <u>本品質マネジメント計画書の要求に基づき作成する文書及び記録</u></p> <p>d) <u>原子力研究所内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実を実施するために、c)以外に原子力研究所が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</u></p> <p>4.2.2 <u>品質マニュアル</u></p> <p><u>原子力研究所は、次の事項を含む品質マネジメント計画書を策定し、必要に応じて見直し、維持する。また、本品質マネジメント計画書の運営を具体化するために、本品質マネジメント計画書を作成する。</u></p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>a) <u>品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む）</u></p> <p>b) <u>保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”又はそれらを参照できる情報</u></p> <p>d) <u>品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述</u></p> <p>4.2.3 <u>文書管理</u></p> <p>(1) <u>原子力研究所は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録は文書の一つではあるが、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</u></p> <p>(2) <u>原子力研究所は次の活動に必要な文書を規定するために文書管理規則を定め、これに従い保安活動の重要度に応じて次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</u></p> <p>a) <u>発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</u></p> <p>b) <u>文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、必要に応じて更新し、その更新を文書作成時と同様の手続で改訂を承認する。</u></p> <p>c) <u>文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。</u></p> <p>d) <u>該当する文書の適切な版が、必要ときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</u></p> <p>e) <u>文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>品質マネジメントシステムの計画及び運用のために原子力研究所が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</u></p> <p>g) <u>廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</u></p> <p>h) <u>品質マネジメント文書の妥当性の確認及び定期的な見直しを行う場合は、妥当性の確認及び定期的な見直しの対象となる保安活動を実施する者を参画させる。</u></p> <p>i) <u>文書の改訂時等の必要な時に文書作成に使用した根拠等が確認できるようにする。</u></p> <p>4.2.4 <u>記録の管理</u></p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(1) <u>原子力研究所は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</u></p> <p>(2) <u>原子力研究所は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定するために、品質記録管理規則を定める。</u></p> <p>(3) <u>記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能なものでなければならない。</u></p> <p>5 <u>経営者の責任</u></p> <p>5.1 <u>経営者のコミットメント</u></p> <p><u>理事長は、品質マネジメントシステムの構築、実施及びにその実効性の確保に原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って確実に実行していることを、次の事項によって示す。</u></p> <p>a) <u>法令・規制要求事項の遵守及び原子力安全を確保することの重要性を組織全体に周知する。</u></p> <p>b) <u>品質方針を設定する。</u></p> <p>c) <u>品質目標が設定されることを確実にする。</u></p> <p>d) <u>マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>e) <u>品質マネジメントシステムの確立及び維持に必要な資源が使用できることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>全ての要員が、健全な安全文化を育成し維持することに貢献できるようにする。</u></p> <p>g) <u>保安活動に関して、担当する業務を適切に遂行する義務と業務について説明する責任があることを要員に認識させる。</u></p> <p>h) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p>5.2 <u>原子力安全の重視</u></p> <p><u>理事長は、原子力安全を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・原子力施設が原子力の安全に係る要求事項に適合し、かつ原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実に確保されるようにする(7.2.1 及び 8.2.1 参照)</u></p> <p>5.3 <u>品質方針</u></p> <p><u>理事長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</u></p> <p>a) <u>原子力研究所の目的及び状況に対して適切である。</u></p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>b) <u>要求事項への適合、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</u></p> <p>c) <u>品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</u></p> <p>d) <u>組織全体に伝達され、理解される。</u></p> <p>e) <u>適切性の持続のためにレビューされる。</u></p> <p>f) <u>組織運営に関する方針（関係法令の遵守及び健全な安全文化を育成し維持するための方針を含む。）と整合がとれたものである。</u></p> <p>5.4 <u>計画</u></p> <p>5.4.1 <u>品質目標</u></p> <p>(1) <u>理事長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子力施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)b参照)が設定されていることを確実にする。</u></p> <p><u>また、保安活動の重要度に応じて、品質目標を達成するための計画(7.1(3)参照)が作成されていることを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。</u></p> <p>5.4.2 <u>品質マネジメントシステムの計画</u></p> <p><u>理事長は、マネジメントシステムの計画について、次の事項を確実にする。</u></p> <p>(1) <u>品質目標に加えて 4.1 に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</u></p> <p>(2) <u>品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれている。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</u></p> <p>a) <u>変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。)</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの有効性の維持</u></p> <p>c) <u>資源の利用可能性</u></p> <p>d) <u>責任及び権限の割当て</u></p> <p>5.5 <u>責任、権限及びコミュニケーション</u></p> <p>5.5.1 <u>責任及び権限</u></p> <p><u>理事長は、部門及び要員の責任（説明責任を含む）と権限並びに</u></p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>相互関係を定めるために、品質組織（責任及び権限）管理規則を定め、組織全体に周知されていることを確実にする。また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書(4.2.1 参照)を定めさせ、関係する要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について責任を持って業務を遂行するようにする。図 5.5.1-1 に品質マネジメントシステム組織の概略図を示す。</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>理事長は、所長を管理責任者として任命し、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</li> <li>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</li> <li>c) 原子力研究所全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</li> </ul> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、5.5.1 に定める管理者に当該管理者が所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>また、プロセスの責任者として、検査及び試験(8.2.4 参照)に管理者に代わり事業者検査のプロセスを管理する責任者（以下「事業者検査責任者」という。）を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</li> <li>b) 業務に従事する要員の、業務・原子力施設に対する要求事項についての認識を高める。</li> <li>c) 成果を含む実施状況について評価する（5.4.1 及び 8.2.3 参照）。</li> <li>d) 関係法令の遵守及び健全な安全文化を育成し維持するための活動を促進する。</li> </ul> <p>(2) 管理者は、第 1 項に規定する責任及び権限の範囲において原子力安全のための、リーダーシップを発揮し以下の事項を確実に実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 品質目標を設定し、業務の実績に関する評価及び改善をレビューする。</li> <li>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組みを積極的にに行えるようにする。</li> </ul>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>e) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p> <p><u>d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させ、要員が、安全に関する問題の報告を積極的に行えるようにする。</u></p> <p><u>e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</u></p> <p><u>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年 1 回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</u></p> <p>第 6 条 学校法人近畿大学理事長（以下「理事長」という。）及び所員は、この規定を遵守して保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2～4 略</p>
<p>二 品質マネジメントシステムに関すること(品質管理基準規則第五号第四号に規定する手順書等(次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</p>	<p>試験炉規則第 15 条第 1 項第 2 号</p> <p><b>品質マネジメントシステム</b></p> <p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第 23 条第 1 項又は第 26 条第 1 項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第 1912257号-2（令和元年 12 月 25 日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、試験研究用等原子力施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその 2 次文書、3 次文書等といった QMS に係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第 46 条第 1 項及び品質管理基準規則解釈第 46 条 1 の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実</p>	<p><u>【品質マネジメント計画より】</u></p> <p><b>5 経営者の責任</b></p> <p><b>5.1 経営者のコミットメント</b></p> <p><u>理事長は、品質マネジメントシステムの構築、実施及びにその実効性の確保に原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って確実に実行していることを、次の事項によって示す。</u></p> <p><u>a) 法令・規制要求事項の遵守及び原子力安全を確保することの重要性を組織全体に周知する。</u></p> <p><u>b) 品質方針を設定する。</u></p> <p><u>c) 品質目標が設定されることを確実にする。</u></p> <p><u>d) マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p><u>e) 品質マネジメントシステムの確立及び維持に必要な資源が使用できることを確実にする。</u></p> <p><u>f) 全ての要員が、健全な安全文化を育成し維持することに貢献できるようにする。</u></p> <p><u>g) 保安活動に関して、担当する業務を適切に遂行する義務と業務について説明する責任があることを要員に認識させる。</u></p> <p><u>h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p><u>(品質マネジメント計画)</u></p> <p><u>第 90 条 第 1 条の 2 に係る保安活動のための品質マネジメント活動を実施するにあたり、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</u></p> <p>(以下、略)</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>三 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関する事(次号に掲げるものを除く。)</p>	<p>施させることとしてもよい。</p> <p>試験炉規則第15条第1項第3号</p> <p><b>試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織</b></p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 組織及び職務</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 組織及び職務</b></p> <p>(組織)</p> <p><b>第5条</b> 原子炉施設の保安(品質マネジメントを含む。)に関する組織は、図1のとおりとする。また、保安に関する業務を統括する組織として原子力研究所管理室(以下「管理室」という。)を置く。</p> <p>(職務)</p> <p><b>第6条</b> 学校法人近畿大学理事長(以下「理事長」という。)及び所員は、この規定を遵守して保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 理事長、所長及び管理室の各長は、次により所員及び公衆の安全確保並びに原子炉施設の事故防止を図るものとする。</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設の業務を統括するとともに、所長を任命する。</p> <p>(2) 理事長は、必要に応じ、副所長を任命することができる。</p> <p>(3) 所長は、原子炉施設の保安及び品質マネジメントに関する業務を統括するとともに、管理室の各長を指名する。</p> <p>(4) 副所長は、所長を補佐し、所長が職務を遂行できない場合、所長の職務を代行する。</p> <p>(5) 原子力研究所管理室長(以下「室長」という。)は、管理室各班の業務を統括するとともに、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(イ) 運転計画の策定と運転の許可に関する業務</p> <p>(ロ) 装荷燃料変更作業等の承認に関する業務</p> <p>(ハ) 放射線管理上必要な処置に関する業務</p> <p>(ニ) 原子炉施設の検査、修理、改造等に関する業務</p> <p>(ホ) 保安教育の計画立案に関する業務</p> <p>(ヘ) 原子炉施設の鍵の管理</p> <p>(ト) 安全文化を醸成するための活動に関する業務</p> <p>(6) 原子炉管理班長は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(イ) 原子炉運転及び利用に関する管理</p> <p>(ロ) 原子炉施設の保守</p> <p>(ハ) 電源設備、給排気設備その他の原子炉附属設備の運転及び保守</p> <p>(7) 保健物理班長は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(イ) 放射線及び放射性物質による障害防止に関する業務</p>



保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>(ロ) 液体及び気体の放射性廃棄物の処理に関する業務</u></p> <p>(ハ) 気象観測に関する業務</p> <p>(8) 放射性同位元素等管理班長は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(イ) 放射性同位元素の取扱い</p> <p><u>(ロ) 放射性固体廃棄物の廃棄及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する業務</u></p> <p>(9) 計量管理班長は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(イ) 核燃料物質の使用に関する管理</p> <p>(ロ) 核燃料物質の計量管理</p> <p>(10) 総務班長は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(イ) 原子炉施設の保安に関する文書及び記録の保管</p> <p>(ロ) 他の班長の所掌に属さない業務</p> <p>3 所長は前項第6号から第10号における各班長を補佐するために、必要に応じて副班長をおくことができる。</p> <p>4 第2項第5号から第10号に定める各班長及び室長は、班(室)員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各班(室)員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p><b>第5節 管理責任者等</b></p> <p><u>(管理責任者等)</u></p> <p><b>第11条</b> 研究所における品質<u>マネジメント</u>活動の監督を行わせるため管理責任者を置く。</p> <p><u>2 管理責任者は、所長をもってあてる。</u></p> <p><u>3 理事長は、管理責任者の品質マネジメント活動推進を補佐するために、品質保証責任者を研究所の専任教職員の中から任命する。</u></p>
<p>四 試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関する事。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第4号</p> <p><b>試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲等</b></p> <p>1. 試験研究用等原子炉の運転に関し、保安の監督を行う試験研究用等原子炉主任技術者の選任について定められていること。</p> <p>2. 試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(試験研究用等原子炉の運転に従事する者は、試験研究用等原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>3. 特に、試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、</p>	<p>(原子炉主任技術者及び代行者の選任)</p> <p><b>第9条</b> 理事長は、原子炉の運転に関する保安の監督を行わせるため、所長の推薦に基づき原子炉主任技術者免状を有する研究所の専任教職員の中から、原子炉主任技術者を選任する。</p> <p>2 理事長は、原子炉主任技術者を選任又は解任したとき、その日から30日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出る。</p> <p>3 理事長は、原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合に原子炉主任技術者に代わってその職務を行わせるため、所長の推薦に基づき原子炉主任技術者免状を有する研究所の専任教職員の中から、原子炉主任技術者の代行者(以下「代行者」という。)を選任する。</p> <p>4 原子炉主任技術者は、代行者と交代する場合、代行の期間その他必要</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも事業所の保安組織から試験研究用等原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。</p>	<p>事項を所長に連絡するとともに代行者に必要な引き継ぎを行う。</p> <p>5 所長は、原子炉主任技術者が代行者と交代する場合、代行の期間その他必要事項を室長及び原子炉運転者に連絡する。</p> <p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p><b>第 10 条</b> 原子炉主任技術者は、次の職務を誠実に行わなければならない。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安に関し、所長に対して意見を具申すること。</p> <p>(2) 原子炉施設の保安に関し、室長及び各班長に対し助言又は協力を行うこと。</p> <p>(3) 原子炉施設の保安のための計画を確認すること。</p> <p>(4) 法令に基づいて提出する報告書を審査し、又は確認すること。</p> <p>(5) 原子炉施設の保安に関する教育計画の作成に参画するとともに、必要ある場合、自ら教育にあたること。</p> <p>(6) 原子炉施設の保安に関する記録を確認すること。</p> <p>(7) 保安規定の改正及び下部規定を新たに制定、改正又は廃止する場合、所長に対し意見を具申すること。</p> <p>(8) その他原子炉施設の保安に関して必要な職務。</p> <p>2 所長は、原子炉主任技術者からの原子炉施設の保安に関する意見具申を尊重する。</p> <p><u>3 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うこと。</u></p>
<p>五 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉を利用する者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 試験研究用等原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第5号</p> <p><b>保安教育</b></p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉施設を利用する者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員等」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 保安教育の内容に関して、以下の事項が定められていること。</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 試験研究用等原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常時の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>(6) その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p> <p>3. 従業員等について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p>	<p><b>第 11 章 保安教育</b></p> <p>(<u>所員への保安教育</u>)</p> <p><b>第 83 条</b> <u>原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直しの頻度を別に下部規定で定める保安教育に関する基準に従って定め、これに基づき次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表 16 の保安教育実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の同意を得る。</u></p> <p>(2) <u>室長は、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施し、年度毎に実施結果を所長に報告する。ただし、保安教育の各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者に対しては、該当する教育について省略することができる。</u></p> <p>(3) <u>所長は具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき</u></p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>な事項</p>	<p>4. 従業員等について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p><u>見直しを行う。</u></p> <p>(緊急作業に従事する要員に対する保安教育)</p> <p><b>第 8 3 条の 2</b> 所長は、第 5 2 条の 2 に基づき緊急作業に従事する要員(以下「緊急作業要員」という。)として選定を受けようとする者に対し、表 1 7 に従い、必要な保安教育を緊急作業に従事する前に実施し、教育の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。</p> <p>(その他の従業員の保安教育)</p> <p><b>第 8 5 条の 2</b> 所長は、<u>所員</u>を除く<u>原子炉施設の運転及び管理を行う</u>その他従業員に対し、<u>表 1 6 の保安教育実施方針に従い</u>必要な範囲で保安教育を実施し、その結果を記録する。なお、理事長への保安教育は、その他従業員の保安教育に準じて、所長が行う。</p> <p>(非常事態教育訓練)</p> <p><b>第 8 6 条</b> 所長は、非常事態対策組織に属する者に対し、非常事態に対処するための非常事態教育訓練を年 1 回以上行う。</p> <p>2 所長は、緊急作業要員として選定を受けようとする者に対し、表 1 7 に従い、緊急作業に係る訓練を実施し、選定後は、毎年 1 回以上実施する。また、これらの訓練の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。なお、本項及び前項の訓練は、前項の非常事態教育訓練と同等の項目については、兼ねることができる。</p> <p><u>表 1 6 保安教育実施方針</u> <u>(略)</u></p>
<p>六 試験研究用等原子炉施設の運転に関することであつて、次に掲げるもの。</p> <p>イ 試験研究用等原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。</p> <p>ロ 試験研究用等原子炉の運転に当たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項</p> <p>ハ 異状があつた場合の措置に関すること(第十四号に掲げるものを除く。)</p>	<p>試験炉規則第 15 条第 1 項第 6 号イからハまで</p> <p><b>試験研究用等原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があつた場合の措置等</b></p> <p>1. 試験研究用等原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。</p> <p>2. 試験研究用等原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>4. 試験研究用等原子炉の起動その他の試験研究用等原子炉の運転に当たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項として、以下の事項が定められていること。</p> <p>(1) 運転上の遵守事項に関すること。</p> <p>(2) 運転計画及び運転許可に関すること。</p> <p>(3) 起動前及び停止後の措置に関すること。</p>	<p><b>第 3 章 運転管理</b></p> <p><b>第 1 節 通 則</b></p> <p>(運転上の遵守事項)</p> <p><b>第 1 4 条</b> 原子炉施設の運転は、常に機器の性能を正しく把握した上で操作するものとし、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 原子炉施設の状態、計器、表示装置等の監視を適切かつ確実にを行い、「原子炉運転記録」に所定事項を記入すること。</p> <p>(2) 機器の操作に当たっては、事前に機器の状態を確認するとともに、操作の目的及び手順を確認する。また、その結果を予測し、検討すること。</p> <p>(3) 機器の操作後は、機器の状態を確認するとともに、事前の予測</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>(4) 試験研究用等原子炉の運転上の制限に関する事。</p> <p>(5) 試験研究用等原子炉の運転上の条件に関する事。</p> <p>5. 臨界実験装置については、以下の事項が定められていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料体、減速材、反射材等の配置及び配置替えに伴う炉心特性の算定及びその結果の承認に関する事。</li> </ul> <p>6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>と結果の関係について検討すること。</p> <p>(4) 運転責任者及び補助運転者（以下「運転者」という。）は、運転を開始する前に、運転者の氏名を「原子炉運転記録」に記録すること。また、運転終了までの間に運転者を交代した場合は、運転者の氏名、交代の時刻及び引き継ぎ事項を「原子炉運転記録」に記録すること。</p> <p>2 原子炉施設の運転を行う者は、次の各号に掲げる頻度で、計測制御系統の動作が正常であることを確認し、その点検結果を「原子炉運転記録」に記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該運転日において初めて 0.01W に到達したとき</li> <li>(2) 定格熱出力 1W に到達したとき</li> <li>(3) 熱出力一定で運転する場合は、運転出力に到達したとき及び 1 時間に 1 回以上</li> <li>(4) 運転中に試料を挿入、又は取り出したとき</li> </ul> <p>3 原子炉の遮蔽用上蓋や原子炉実験設備の移動が必要なときは、原子炉を停止した状態で行う。</p> <p>(運転計画及び運転許可)</p> <p><b>第 15 条</b> 原子炉の利用・運転をしようとする者は、年度ごとの「研究計画申請書」又は「使用登録申請書」を所長に提出する。</p> <p>2 所長は、前項の申請書に基づき運転、定期<b>事業者</b>検査、保守改造等の予定期間を記載した毎年度の「運転計画」を定める。</p> <p>3 所長が前項の「運転計画」を定めようとするときは、利用・管理委員会の審議と原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>4 原子炉の利用・運転をしようとする者は、「運転計画」に基づき、運転日ごとの「原子炉利用・運転申込書」を提出し、室長の許可を受ける。</p> <p>5 室長は、前項の申込書に基づき、運転日時、運転目的、運転責任者等を記載した「週間運転計画」を作成し、所長の承認と原子炉主任技術者の同意を得た上、「運転許可書」を発行する。</p> <p>6 室長は、前項の「週間運転計画」の承認を受けた後、「運転許可書」を発行する場合、「原子炉利用・運転申込書」により、運転条件が表 1 に定める核的制限値に適合することを確認する。</p> <p>7 室長は、中性子源操作により炉周期短によるスクラム動作が予想される場合に限り、原子炉主任技術者の同意を得て、運転責任者に対し、ペリオド計のバイパスを許可することができる。</p> <p>8 運転責任者は、運転に先立ち、次の事項を確認する。</p> <p>(1) 「週間運転計画」及び「運転許可書」が、運転中原子炉室に立ち入</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>ることが予定されている者に対して掲示されていること。</p> <p>(2) 原子炉の運転に必要な動力等の動作が正常であること。</p> <p>(3) 排風機及び排気モニタが正しく運転されていること。</p> <p>(4) 台風・洪水等の気象条件が原子炉を運転するのに不相当でないこと。</p> <p>9 運転責任者は、運転の実施に当たり、「運転許可書」に記載された条件及び運転要領を遵守する。</p> <p>10 第4項から第9項までの規定は、「週間運転計画」又は運転責任者を変更する場合に準用する。</p> <p>11 第2項と第3項の規定は、施設の改造等により「運転計画」に大幅な変更が必要となった場合に準用する。</p> <p>(運転者)</p> <p><b>第16条</b> 室長は、運転責任者有資格者から運転責任者1名を、運転責任者有資格者又は補助運転者有資格者から補助運転者1名以上を運転者として指名する。この運転者の指名は「運転許可書」による。</p> <p>2 原子炉の運転は、前項により指名された運転者の内の少なくとも2名により行い、このうち1名以上は運転責任者有資格者とする。</p> <p>3 運転責任者有資格者は、原子炉の運転に関して十分な知識と能力を有し、運転責任者資格認定のための訓練運転を受けた者に対して、室長が認定する。</p> <p>4 補助運転者有資格者は、原子炉の運転に関して知識と能力を有し、補助運転者資格認定のための訓練運転を受けた者に対して、室長が認定する。</p> <p>5 運転責任者は、原子炉の運転に際して、保安規定の各条項に定められた規定を遵守し、補助運転者に対し監督を行う。</p> <p>6 運転責任者は、運転責任者有資格者の補助運転者にその職務を代行させることができる。</p> <p>(起動前、停止後の措置)</p> <p><b>第18条</b> 運転責任者は、原子炉の起動前に計測制御系統・安全保護系統設備等を点検し、その結果を「運転開始前点検表」に記入し、異常の有無を確認する。</p> <p>2 運転開始前点検実施後の同日の再起動において、前項の点検を省略することができる。</p> <p>3 運転責任者は、原子炉の停止後、速やかに全制御棒の挿入・出力の低下等を確認し、その結果を「原子炉停止点検表」に記入し、異常の有無を確認する。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>4 原子炉の停止後速やかに再起動する場合は、前項の点検を省略することができる。</p> <p>5 運転責任者は、第 1 項及び第 3 項の点検の結果、異常のないことを確認した場合、管理区域内にいる者その他関係ある者に対し、原子炉の起動開始又は停止完了の旨を通報するとともにその旨を表示する。</p> <p>6 運転責任者は、原子炉の運転停止後、速やかに「運転報告書」を作成し、室長に提出する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 節 原子炉運転上の制限</b></p> <p>(原子炉の核的制限値)</p> <p><b>第 19 条</b> 原子炉管理班長は、原子炉の核的制限値を表 1 に定める値に保つ。</p> <p>2 原子炉管理班長は、表 1 の原子炉の核的制限値のうち最大過剰反応度及び反応度停止余裕（最大反応度価値制御棒 1 本引抜時）について、第 6 2 条に規定する定期<b>事業者</b>検査において、年 3 回以上確認する。</p> <p>(原子炉の熱的制限値等)</p> <p><b>第 20 条</b> 原子炉管理班長は、原子炉の熱的制限値等を表 2 に定める値に保つ。</p> <p>2 原子炉管理班長は、原子炉の減速材の電気伝導度を <math>10 \mu S/cm</math> 以下に保つ。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 節 原子炉運転上の条件</b></p> <p>(実験物又は照射試料の反応度)</p> <p><b>第 21 条</b> 運転責任者は、停止中に挿入固定する実験物及び照射試料の負の反応度価値が表 1 に定める炉心に挿入する実験物の負の反応度価値の値以下であることを運転開始前に確認する。</p> <p>2 運転責任者は、運転中の照射試料の出し入れに伴う反応度変化が表 1 に定める運転中に炉心に出し入れする試料の反応度価値の値以下であることを運転開始前に確認する。</p> <p>(制御棒の停止余裕)</p> <p><b>第 22 条</b> 原子炉管理班長は、最大反応度価値制御棒 1 本が挿入されない場合でも、表 1 に定める反応度停止余裕が確保されていることを年 3 回以上確認する。</p> <p>2 運転責任者は、原子炉運転中に原子炉停止系統制御棒が 1 本でも作動不能となった場合、直ちに原子炉を停止して原子炉管理班長に報告す</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>る。</p> <p>3 原子炉管理班長は、前項の報告を受けた場合、直ちに室長及び原子炉主任技術者に連絡する。</p> <p>4 室長は、前項の連絡を受けた場合、直ちに所長にその旨を報告する。</p> <p>(独立中性子吸収体)</p> <p><b>第22条の2</b> 運転責任者は、あらかじめ定める手順に従い独立中性子吸収体を用いて原子炉を未臨界に移行することができる。</p> <p>(制御棒のスクラム時間)</p> <p><b>第23条</b> 原子炉管理班長は、原子炉停止系統制御棒の全引抜位置からのスクラム時間を表3に定める値に保つ。</p> <p>2 原子炉管理班長は、表3の定める値について、第62条に規定する定期<b>事業者</b>検査において、毎月1回確認する。</p> <p>(スクラム系列)</p> <p><b>第24条</b> 運転責任者は、運転を開始する前に表4に掲げる各項目について、それぞれ定められた条件においてスクラム系列が確実に作動することを確認する。</p> <p>(警報設備)</p> <p><b>第25条</b> 運転責任者は、運転を開始する前に表5のうち「原子炉制御盤」に掲げる各項目について、それぞれ定められた条件において警報設備が確実に作動することを確認する。</p> <p>(地震発生時の措置)</p> <p><b>第29条</b> 原子炉管理班長は、震度4以上の地震が発生した場合、地震への対応開始を原子力規制委員会へ速やかに通報し、原子炉施設の健全性確認のための点検を行う。</p> <p>2 原子炉管理班長は、前項の点検の終了後、点検の結果を原子力規制委員会へ速やかに通報するとともに、室長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(自然災害発生時の措置)</p> <p><b>第29条の2</b> 竜巻による原子炉施設への被災が予想される場合は、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 原子炉管理班長は、原子炉が運転中の場合、直ちに原子炉を停</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>止する。</p> <p>(2) 計量管理班長は、原子炉燃料体の取り出しを伴う作業を予定している場合、予定を中止する。</p> <p>(3) 計量管理班長は、既に原子炉燃料体を炉心外に取り出している場合、炉心又は原子炉燃料体一時保管設備に収納する。</p> <p>(4) 計量管理班長は、必要に応じて原子炉燃料体及び燃料板の散逸防止措置を講ずる。</p> <p>2 原子炉管理班長は、積雪が29cmを超えるおそれのある場合、除雪等の措置を講ずる。</p> <p>3 原子炉管理班長は、降下火砕物の層厚が3cmを超えるおそれのある場合、灰降ろし等の措置を講ずる。</p> <p>(人為事象発生時の措置)</p> <p><b>第29条の3</b> 原子炉管理班長は、有毒ガスが発生するおそれのある事象が生じた場合、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 原子炉が運転中の場合は、直ちに原子炉を停止する。</p> <p>(2) 原子炉制御室が使用不能の場合は、異常事態時原子炉停止装置により原子炉を停止する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5節 火災防護</b></p> <p>(火災の発生防止対策)</p> <p><b>第29条の4</b> 室長は、原子炉施設における火災の発生を防止するため、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 原子炉室及び原子炉制御室への可燃物の持ち込みを制限する。</p> <p>(2) 夜間、休日等は、持ち込んだ可燃物を原子炉室及び原子炉制御室外に搬出する。</p> <p>(3) 原子炉本体及び原子炉室に可燃物を持ち込む場合は、火災発生時に備え、消防への通報及び初期消火等の対応体制を維持する。</p> <p>(火災発生時の措置)</p> <p><b>第29条の5</b> 室長は、周辺監視区域内で火災が発生した場合、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 原子炉が運転中の場合は、直ちに原子炉を停止し、消防への通報及び消火活動を行う。</p> <p>(2) 夜間・休日等の場合は、消防への通報及び消火活動を行う。</p> <p>2 室長は、周辺監視区域外からの延焼の恐れがある場合、直ちに原子炉の停止、消防への通報を行う。</p>



保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>3 計量管理班長は、核燃料物質の取扱い中に周辺監視区域内で火災が発生した場合、又は周辺監視区域外からの延焼の恐れがある場合は、核燃料物質を炉心又は核燃料物質貯蔵設備に格納する。</p> <p>4 室長は、原子炉本体及び核燃料物質貯蔵設備の消火については、消火器を用いる等、直接放水以外の方法を優先的に実施する。</p> <p>(火災影響拡大の防止)</p> <p><b>第29条の6</b> 計量管理班長は、火災による原子炉施設への影響拡大を防止するため、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 原子炉燃料体を、取扱い時及び運搬時を除き、炉心に保管又は原子炉燃料体一時保管設備に貯蔵する。</p> <p>(2) 燃料板を、取扱い時及び運搬時を除き、燃料板保管容器に収納した上で、燃料板保管容器の収納庫に保管する。</p> <p>(3) Pu-Be 線源を、使用時及び運搬時を除き、中性子源保管庫に保管する。</p>
<p>ニ 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第6号ニ</p> <p><b>試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査</b></p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設の保安に関する重要事項及び試験研究用等原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p><b>第2節 原子力研究所利用・管理委員会</b></p> <p>(原子力研究所利用・管理委員会)</p> <p><b>第7条</b> 研究所に原子力研究所利用・管理委員会（以下「利用・管理委員会」という。）を置く。</p> <p>2 利用・管理委員会は、所長の諮問に基づき次の事項を審議する。</p> <p>(1) 研究所諸施設利用計画及び利用に関する事項</p> <p>(2) 研究所諸施設の管理に関する事項</p> <p>3 利用・管理委員会は、所長、副所長、研究所教授、室長、原子炉主任技術者、品質保証責任者、放射線取扱主任者、各班長、その他所長が必要と認めた者によって構成する。</p> <p>4 所長は、利用・管理委員会の審議結果を尊重する。</p> <p>5 利用・管理委員会に関する規定は、別に定める。</p> <p><b>第3節 原子炉施設安全委員会</b></p> <p>(原子炉施設安全委員会)</p> <p><b>第8条</b> 研究所に原子炉施設安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。</p> <p>2 安全委員会は、所長の諮問に基づき、原子炉の設置変更、原子炉施設の定期的な評価等原子炉施設の安全確保に関する事項を審議する。</p> <p>3 安全委員会は、所長、副所長、研究所教授、室長、原子炉主任技術者、品質保証責任者、外部専門家、その他所長が必要と認めた者によって構</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>成する。</p> <p>4 所長は、安全委員会の審議結果を尊重する。</p> <p>5 安全委員会に関する規定は、別に定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 品質監査委員会</b> (品質監査委員会)</p> <p><b>第12条</b> 研究所における品質マネジメント活動の実施状況を評価し、その改善を図るため、品質監査委員会を置く。</p> <p>2 品質監査委員会は、監査を実施した場合、その結果を所長に報告する。</p> <p>3 所長は、品質監査委員会の監査結果を尊重する。</p> <p>4 品質監査委員会は、所員、外部専門家、その他所長が必要と認めた者によって構成する。</p> <p>5 品質監査委員会に関する規定は、別に定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第7節 定期評価委員会</b> (定期評価委員会)</p> <p><b>第13条</b> 原子炉施設について定期的な評価を行い、その保全又は改善を図るため、定期評価委員会を置く。</p> <p>2 定期評価委員会は、定期的な評価を実施し、その結果を所長に報告する。</p> <p>3 所長は、定期評価委員会の評価結果を尊重する。</p> <p>4 定期評価委員会は、所員、外部専門家、その他所長が必要と認めた者によって構成する。</p> <p>5 定期評価委員会に関する規定は、別に定める。</p>
<p>七 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第7号</p> <p><b>管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</b></p> <p>1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p>	<p><b>第35条</b> 計量管理班長は、管理区域外において核燃料物質（<u>新燃料及び使用済み燃料をいう。以下、本条において同じ。</u>）を運搬する場合、室長の承認及び原子炉主任技術者の同意を得た後、次の事項を遵守して行う。</p> <p>(1) いかなる場合においても臨界に達しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 核燃料物質は、これを所定の容器に封入し、運搬中において移動、転倒又は転落するおそれがないように行うこと。</p> <p>(3) 危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 運搬物の運搬経路には、標識の設置、見張人の配置等の方法により関係者以外の者及び車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取り扱いには、複数の管理室員を同行させ、保安の</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p> <p>7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>ための監督を行わせること。</p> <p>(6) 運搬物及びこれらを運搬する車両には、所定の標識を取り付けること。</p> <p>(7) 運搬物を車両で運搬する場合、徐行で行うこと。</p> <p>2 保健物理班長は、管理区域外へ核燃料物質を運搬する容器について、線量率及び表面密度が表14に定める値を超えないことを確認する。<u>ただし、第44条の2第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面密度についての確認を省略できる。</u></p> <p>3 計量管理班長及び保健物理班長は、事業所外において核燃料物質を運搬する場合、法に定める車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準に適合することを確認する。</p> <p><u>4 計量管理班長は、前項の運搬を行う場合、所長の承認を得る。</u></p> <p>(固体廃棄物の管理)</p> <p><b>第41条</b> 放射性同位元素等管理班長は、放射性固体廃棄物を可燃物、難燃物及び不燃物等に分類し、容器に封入し、又は汚染の広がりを防止する措置を講じた上、固体廃棄物保管室に保管する。</p> <p>2 保健物理班長は、前項の作業に当たり、固体廃棄物が安全で、かつ、適切な取り扱いにより処理されていることを確認する。</p> <p>3 <u>放射性同位元素等管理班長</u>は、年2回、次の点検を行う。</p> <p>(1) 固体廃棄物保管室の状態</p> <p>(2) 固体廃棄物の保管の状態</p> <p>4 <u>放射性同位元素等管理班長</u>は、前項の点検において異常が認められた場合、室長及び原子炉主任技術者に連絡するとともに原因を調査し、正常な保管状態とするために必要な措置を講ずる。</p> <p><u>5 放射性同位元素等管理班長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次に措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</u></p> <p><u>(1) 法令に適合する容器に封入して、運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</u></p> <p><u>(3) 危険物と混載しないこと。</u></p> <p><u>(4) 容器等の適当な場所に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に</u></p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>見張人を配置すること。</u></p> <p><u>(5) 車両を徐行させること。</u></p> <p><u>(6) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>6 <u>保健物理班長は、前項の運搬において、運搬前に表14に定める線量率及び表面密度を超えていないことを確認する。ただし、第44条の2第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面密度についての確認を省略できる。</u></p> <p>7 <u>放射性同位元素等管理班長は、放射性固体廃棄物を事業所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、事業所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</u></p> <p><u>(2) 事業所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</u></p> <p><u>(3) 放射性固体廃棄物を事業所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</u></p> <p>8 <u>放射性同位元素等管理班長は、事業所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</u></p> <p>9 <u>保健物理班長は、運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p><u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</u></p> <p><u>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</u></p> <p>10 <u>保健物理班長は、運搬前に表14に定める線量率及び表面密度を超えていないことを確認する。ただし、第44条の2第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面密度についての確認を省略できる。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 放射線管理</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 管理区域等の設定</b></p> <p>(管理区域の設定及び解除)</p> <p><b>第44条</b> 原子炉施設のうち図2に示す区域を管理区域とする。</p> <p>2 室長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>3 室長は、一時的に管理区域を設定または解除する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定または解除に当たって、室長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、室長は、あらか</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>はじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>4 室長は、第 3 項にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たって、室長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5 室長は、第 4 項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間および場所を明らかにし、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、室長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p><u>(管理区域内における区域区分)</u></p> <p><b>第 4 4 条の 2</b> 室長は管理区域を次のとおり区分することができる。</p> <p><u>(1) 表面汚染密度および空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下、「汚染のおそれのない管理区域」という。）</u></p> <p><u>(2) 表面汚染密度または空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域または超えるおそれのある区域</u></p> <p><u>2 汚染のおそれのない管理区域は、図 2 に示す区域とする。</u></p> <p><u>3 室長は、一時的に第 1 項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</u></p> <p><u>4 室長は、汚染のおそれのない管理区域と第 1 項第 2 号に定める区域が隣接する場合は、第 1 項第 2 号に定める区域への入口付近に標識を設ける。</u></p> <p><u>(保全区域の設定)</u></p> <p><b>第 4 5 条</b> 原子炉建屋のうち図 3 に示す区域を保全区域とする。</p> <p><u>(周辺監視区域の設定)</u></p> <p><b>第 4 6 条</b> 原子炉建屋の周辺のうち図 4 に示す区域を周辺監視区域とする。</p> <p><u>(管理区域等の標識等)</u></p> <p><b>第 4 7 条</b> 所長は、管理区域に人がみだりに立ち入らないようにするため、管理区域を壁又はさく等により区画するとともに、標識を掲げることにより、当該区域であることを明示しなければならない。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>2 所長は、<u>保安区域について、標識を設ける等の方法により当該区域であることを明示するとともに</u>、出入り口を施錠できるようにし、鍵を管理する。</p> <p>3 所長は、<u>周辺監視区域について、境界にさく又は標識を掲げることにより当該区域</u>に業務上立ち入る者以外のもの者の立ち入りを制限し、居住を禁止する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 節 放射線業務従事者等及び管理区域の出入管理</b> (放射線業務従事者と一時立入者)</p> <p><b>第 4 8 条</b> 所長は、原子炉の運転又は利用、原子炉施設の保安、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入る者（以下「放射線業務従事者」という。）を指定しなければならない。</p> <p>2 所長は、立ち入る必要がなくなった者に対し、前項の指定の解除を行う。</p> <p>3 所長は、近畿大学及び他大学の学部学生及び大学院学生、学内外の共同研究者、見学者、業者等で管理区域に一時的に立ち入ることを必要とする者（以下「一時立入者」という。）を承認する。</p> <p style="text-align: center;">(管理区域の出入管理)</p> <p><b>第 4 9 条</b> 所長は、前条に定める者以外の者を管理区域に立ち入らせないようにする。</p> <p>2 室長は、管理区域に立ち入る者に対し、注意事項を示し、その者が放射線障害を受けないように留意する。</p> <p>3 保健物理班長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる。</p> <p>(1) 管理区域への通常の出入は、図 2 に示す出入口のみを使用すること。</p> <p>(2) 放射線測定器を用いて被ばく線量を測定すること。</p> <p>(3) 作業衣等を着用すること。</p> <p>(4) <u>放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での</u>飲食及び喫煙を禁止すること。</p> <p>(5) 退出に際しては、手足、作業衣等の表面汚染の状況の測定を行うこと。<u>ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りではない。</u></p> <p>(6) 管理区域から物品を持ち出す際、表 1 4 に定める表面密度を超えるものは持ち出さないこと。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>4 室長は、前項第1号の規定にかかわらず、物品の搬出入等のため必要ある場合には、事前の通知により、通常閉の出入口を一時的に使用させることができる。</p> <p>5 保健物理班長は、第3項第2号の規定にかかわらず、多数の一時立入者が見学等で管理区域に立ち入る場合であって、それらの者の線量が一樣になると判断できるときは、代表者のみに放射線測定器を用いて被ばく線量を測定させることができる。また、第3項第3号及び第5号の規定にかかわらず、汚染のおそれがないと認めるときは、作業衣等の着用及び汚染の状況の測定を省略させることができる。</p> <p>(管理区域内における特別措置)</p> <p><b>第51条</b> 保健物理班長は、管理区域のうち次の区域について、さく、標識、施錠等により他の場所と区別しなければならない。</p> <p>(1)外部放射線に係る線量率が1時間につき100マイクロシーベルトを超え、又は超えるおそれのある区域。</p> <p>(2)空気中の放射性物質濃度が法令に定める「放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度」を超え、又は超えるおそれのある区域。</p> <p>(3)放射性物質によって汚染される物の表面密度が表6の定める値を超え、又は超えるおそれのある区域。</p> <p>2 保健物理班長は、前項各号に掲げる区域に立ち入る者について、それぞれの区域ごとに放射線防護上の特別な措置を講ずる。</p> <p>(管理区域外等への物品の移動)</p> <p><b>第61条</b> 保健物理班長は、管理区域外又は第44条の2第1項(1)に定める区域へ移動する物品若しくは核燃料物質等について、表面密度が表14に定める値を超えていないことを確認する。</p>
<p>八 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第8号 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出現象濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p> <p>2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るもの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p><b>第6節 放射線測定器等の管理</b></p> <p>(放射線管理設備の管理)</p> <p><b>第59条</b> 保健物理班長は、表12に定める放射線管理設備について、3月に1回の頻度で点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 保健物理班長は、表12に定める放射線管理設備が故障した場合、速やかに修理し、又は補充する。</p> <p>3 室長は、放射線エリアモニタ又は排気モニタが使用不能となった場合、原子炉を運転させてはならない。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>九 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第9号 <b>線量、線量当量、汚染の除去等</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。</li> <li>2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable. 以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</li> <li>3. 試験炉規則第7条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</li> <li>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</li> <li>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</li> <li>6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第12号又は第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</li> <li>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</li> <li>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</li> <li>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</li> </ol>	<p>（基本方針）</p> <p><b>第1条の2</b> 研究所における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による研究所所員（以下「所員」という。）及び公衆の被ばくを定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために適切な品質マネジメント活動に基づき実施する。</p> <p><u>2 法第35条第1項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第9条第1項第1号から第4号の定めに従って、試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する方針（以下「施設管理方針」という。）、施設管理の目標（以下「施設管理の目標」という。）及び施設管理の実施の計画（以下「施設管理実施計画」という。）を定め、保安活動を実施する。</u></p> <p><u>（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）</u></p> <p><b>第41条の2</b> 放射性同位元素等管理班長は、管理区域内において設置された資材等または使用した物品を、「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄または資源として有効利用する場合に必要な以下の事項を定める。</p> <p><u>（1）「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとする対象物の範囲</u></p> <p><u>（2）「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法等</u></p> <p><u>（イ）使用履歴、設置状況の記録等による判断方法</u></p> <p><u>（ロ）汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行う場合の判断方法</u></p> <p><u>（ハ）使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品についての判断方法</u></p> <p><u>（ニ）念のための放射線測定に係る事項</u></p> <p><u>（3）「放射性廃棄物でない廃棄物」として判断したものと、核燃料物質によって汚染されたものとの混在防止措置</u></p> <p>（汚染の除去）</p> <p><b>第50条</b> 保健物理班長は、前条第3項第5号の測定により汚染が発見された者に対して、必要な除染指導等を行う。</p> <p><u>2 保健物理班長は、管理区域内の床、壁等に表6に定める値を超え、又は超えるおそれのある汚染が発見された場合、除染を行う。</u></p>



保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(個人被ばく線量等の測定・算定)</p> <p><b>第52条</b> 保健物理班長は、管理区域に立ち入る放射線業務従事者に対して、次の各号に従い、適切な放射線測定器を着用させて個人被ばく線量を測定するとともに、放射性物質による汚染状況について測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。</p> <p>(1) 放射線量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。</p> <p>(2) 測定は胸部(女子*1は腹部)について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量(中性子線については1センチメートル線量当量)について行うこと。</p> <p>(3) 前号のほか頭部及びけい部から成る部位、胸部及び上腕部から成る部位並びに腹部及び大たい部から成る部位のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部位が、胸部及び上腕部から成る部位(女子*1は腹部及び大たい部から成る部位)以外の部位である場合は、当該部位についても行うこと。</p> <p>(4) 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が、頭部及びけい部、胸部及び上腕部、腹部及び大たい部の3部位以外の場合は、第2号及び第3号のほか当該部位についても70マイクロメートル線量当量について行うこと。</p> <p>(5) 内部被ばくについては、放射性物質を誤って摂取したとき、及び内部被ばくのおそれのある場所に立ち入る者については、3月(女子*2は1月)を超えない期間ごとに1回、測定を行うこと。</p> <p>(6) 測定は管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。</p> <p>(7) 次の項目について測定の結果を記録すること。</p> <p>(イ) 測定対象者の氏名</p> <p>(ロ) 測定をした者の氏名</p> <p>(ハ) 放射線測定器の種類及び形式</p> <p>(ニ) 測定方法</p> <p>(ホ) 測定部位及び測定結果</p> <p>(8) 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間(女子*2は毎月1日を始期とする1月間)、4月1日を始期とする1年間について、当該期間ごとに集計し記録すること。</p> <p>(9) 第7号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次の各項目について記録すること。</p> <p>(イ) 算定年月日</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(ロ) 算定対象者の氏名 (ハ) 算定した者の氏名 (ニ) 算定対象期間 (ホ) 実効線量 (ヘ) 等価線量及び組織名</p> <p>(10) 前号の算定は4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間(女子*<sup>2</sup>は毎月1日を始期とする1月間)、4月1日を始期とする1年間について、当該期間ごとに行い記録すること。</p> <p>(11) 実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年を含む5年間(平成13年4月1日以降5年ごとに区分した各期間)の累積実効線量を当該期間について毎年度集計し、次の各項目を記録する。</p> <p>(イ) 集計年月日 (ロ) 集計対象者の氏名 (ハ) 集計した者の氏名 (ニ) 集計対象期間 (ホ) 累積実効線量</p> <p>2 保健物理班長は、第1項第7号から第10号の記録を、記録の都度、対象者に対しその写しを交付しなければならない。</p> <p>3 女子の放射線業務従事者本人から所長に妊娠の意思のない旨が「女性の線量限度の変更に伴う書面」をもって表明された場合、当該女子に対する第53条第1項第1号(ハ)の適用を除外できる。なお、提出した書面の撤回は、妊娠の意思を有するようになったときにいつでも行うことができる。</p> <p>*1:妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者等に書面で申し出た者を除く *2:本人の申し出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子</p> <p>(個人被ばく線量の管理)</p> <p><b>第53条</b> 保健物理班長は、放射線業務従事者の被ばく線量を表7に定める項目、頻度に基づき評価し、次の各号に掲げる実効線量限度及び等価線量限度を超えないようにするため、管理区域への立ち入り時間を制限し、又は有効な遮蔽を設ける等の方法により必要な放射線管理を行う。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(1) 放射線業務従事者の実効線量限度は、次の値とする。</p> <p>(イ) 平成13年度以降5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト</p> <p>(ロ) 4月1日を始期とする1年間ににつき50ミリシーベルト</p> <p>(ハ) 女子*<sup>3</sup>にあつては4月1日を始期とする各3月間ににつき50ミリシーベルト</p> <p>(ニ) 妊娠中の女子については、本人の申し出等により妊娠の事実を知ったときから出産までの間ににつき、内部被ばくについては1ミリシーベルト</p> <p>(2) 等価線量限度は、4月1日を始期として次の値とする。</p> <p>(イ) 眼の水晶体(1センチメートル線量当量又は70マイクロメートル線量当量のうち適切な方)については、1年間ににつき150ミリシーベルト</p> <p>(ロ) 皮膚(70マイクロメートル線量当量)については、1年間ににつき500ミリシーベルト</p> <p>(ハ) 妊娠中である女子腹部表面に対する1センチメートル線量当量は、本人の申し出等により妊娠の事実を知ったときから出産までの間ににつき、2ミリシーベルト</p> <p>2 保健物理班長は、一時立入者についてその者の被ばく線量が1回につき100マイクロシーベルトを超えないよう被ばく管理上の措置を講ずる。</p> <p>3 放射線業務従事者は、表8に定める線量の制限値を超えるおそれのある場合、計画線量を算定し、保健物理班長の確認を受ける。</p> <p>4 保健物理班長は、放射線業務従事者について1日の線量が表8に定める値を超え、又は超えるおそれのある場合、その都度、線量の評価を行う。</p> <p>*3：妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者及び妊娠中の者を除く</p> <p>(記録の保管等)</p> <p><b>第54条</b> 保健物理班長は、第52条及び第52条の2に定める被ばく線量等の管理の結果を個人別に記録し、かつ、記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間保存する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 作業管理</b></p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(放射線防護に関する確認)</p> <p><b>第55条</b> 管理区域内で表8に定める線量を超えるおそれのある原子炉燃料体に係る検査等の作業を行う者は、作業に伴う被ばくを低減し表8に定める線量を超えないような作業計画を立案するとともに、放射線防護について保健物理班長の確認を受ける。</p> <p>2 原子炉管理班長は、第38条第1項及び第39条第2項の作業を行う場合、並びに計量管理班長は第40条の作業を行う場合、原子炉燃料体の表面における線量率が表9に定める値以下となるよう作業計画を立案し、保健物理班長の確認を受ける。</p> <p>3 保健物理班長は、第1項及び第2項の確認に当たり、必要に応じ、防護具類、放射線測定器の装着、作業時間の制限等の放射線防護上の条件を付す。</p> <p>4 保健物理班長は、保健物理班員を第1項及び第2項に係る作業に立ち会わせる。</p> <p>5 保健物理班長は、遮蔽を設けるなどの措置及び汚染の除去、汚染の拡がりの防止などの措置を講じた場合、その状況及び担当者の氏名などを記録する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5節 線量率等の測定</b></p> <p>(線量率等の測定)</p> <p><b>第56条</b> 保健物理班長は、管理区域内及び周辺監視区域内における線量率等を表10に定める頻度で測定し、表10に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>2 保健物理班長は、前項に規定する管理区域内の空間線量率を測定する放射線エリアモニタに警報設備を取り付け、管理区域内の空間線量率が、表5に定める値を超え、又は超えるおそれのある場合、警報設備が作動するようにしなければならない。</p> <p>3 保健物理班長は、前条第1項の作業を行う場合、作業環境の線量率を測定し、作業時における線量が表8に定める線量を超えないようにする。</p> <p>4 保健物理班長は、前条第2項の作業を行う場合、作業環境の線量率及び原子炉燃料体表面の線量率を測定し、作業時における線量が表8に定める線量を超えないようにする。</p> <p>(測定により異常を認めた場合の措置)</p> <p><b>第57条</b> 保健物理班長は、前条の測定により異常を認めた場合、速やかにその原因を調査し、必要な措置を講じ、その旨を室長及び原子炉</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>主任技術者に報告する。</p> <p><b>第7節 放射性物質等の移動</b> (管理区域外等への物品の移動)</p> <p><b>第61条</b> 保健物理班長は、管理区域外又は第44条の2第1項(1)に定める区域へ移動する物品若しくは核燃料物質等について、表面密度が表14に定める値を超えていないことを確認する。</p> <p>(事業所外への運搬)</p> <p><b>第61条の2</b> 室長は、核燃料物質等(第35条及び第41条に定める物を除く。)を事業所外へ運搬する場合、所長の承認を得る。</p> <p>2 室長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</p> <p>3 室長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</p> <p>(4) A型輸送物もしくはB型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講ずること。</p> <p>4 保健物理班長は、運搬する容器について、運搬前に線量率及び表面密度が表14に定める値を超えないことを確認する。ただし、第44条の2第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面密度についての確認を省略できる。</p>
<p>十 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第10号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1. 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p><b>第5節 線量率等の測定</b> (線量率等の測定)</p> <p><b>第56条</b> 保健物理班長は、管理区域内及び周辺監視区域内における線量率等を表10に定める頻度で測定し、表10に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p><b>第6節 放射線測定器等の管理</b> (放射線管理設備の管理)</p> <p><b>第59条</b> 保健物理班長は、表12に定める放射線管理設備について、</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>3月に1回の頻度で点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 保健物理班長は、表12に定める放射線管理設備が故障した場合、速やかに修理し、又は補充する。</p> <p>3 室長は、放射線エリアモニタ又は排気モニタが使用不能となった場合、原子炉を運転させてはならない。</p>
<p>十一 放射線の利用に係る保安に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第11号</p> <p><b>放射線利用に係る保安</b></p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設における放射線の利用に係る保安に関して、利用の目的、方法等の事項が定められていること。</p>	<p><b>第4章 試験運転、訓練運転及び教育運転</b></p> <p><b>第1節 試験運転</b> (試験運転計画)</p> <p><b>第30条</b> 原子炉管理班長は、試験運転を行う場合、その目的、方法、異常時の措置等を記した「試験運転計画書」を作成し、室長及び原子炉主任技術者の同意を得た後、所長の承認を受ける。</p> <p>2 所長は、前項の承認に当たって、「安全委員会」に諮問する。</p> <p>3 室長は、試験運転の計画を、第15条第5項で規定する「週間運転計画」に記載する。</p> <p>(試験運転の運転管理)</p> <p><b>第31条</b> 試験運転を行う場合は、前章の規定を適用する。</p> <p><b>第2節 訓練運転</b> (訓練運転計画)</p> <p><b>第32条</b> 原子炉管理班長は、訓練運転を行う場合、その目的、方法、訓練を受ける者の氏名、異常時の措置等を記した「訓練運転計画書」を作成し、室長の承認を受ける。</p> <p>2 室長は、前項の計画を承認しようとする場合、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>3 運転責任者資格認定のための訓練運転を受ける者は、第83条に規定する保安教育を受け放射線業務従事者として登録された近畿大学教職員でなければならない。</p> <p>4 補助運転者資格認定のための訓練運転を受ける者は、第83条及び第85条の2に規定する保安教育を受け放射線業務従事者として登録された近畿大学教職員、近畿大学学部学生又は近畿大学大学院学生でなければならない。</p> <p>5 訓練運転の計画は、別に下部規定で定める原子炉運転操作及び原子炉運転管理に係る教育訓練の基準に従って作成する。</p> <p>6 室長は、訓練運転の計画を、第15条第5項で規定する「週間運転</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>計画」に記載する。</p> <p>(訓練運転の運転管理)</p> <p><b>第33条</b> 訓練運転を行う場合は、前章の規定を適用する。</p> <p>(訓練運転の指導)</p> <p><b>第34条</b> 室長は、訓練運転を行う場合、運転責任者のほかに運転責任者有資格者1名以上を運転指導者として指名する。</p> <p>2 運転指導者は、訓練運転計画書に基づき、訓練運転を受ける者の指導及び監督を行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 教育運転</b></p> <p>(教育運転計画)</p> <p><b>第34条の2</b> 所員は、教育運転を行う場合、教育運転を受ける者の氏名、内容等を記した「教育運転計画書」を作成し、室長の承認を受ける。</p> <p>2 室長は、前項の計画を承認しようとする場合、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>3 教育運転を受ける者は、<a href="#">第85条の2</a>に規定する保安教育を受けなければならない。</p> <p>4 教育運転の計画は、別に下部規定で定める原子炉運転操作の内容に関する基準に従って作成する。</p> <p>5 室長は、教育運転の計画を、第15条第5項で規定する「週間運転計画」に記載する。</p> <p>(教育運転の運転管理)</p> <p><b>第34条の3</b> 教育運転を行う場合は、前章の規定を適用する。</p> <p>(教育運転の指導)</p> <p><b>第34条の4</b> 室長は、教育運転を行う場合、運転責任者の他に運転責任者有資格者1名以上を運転指導者として指名する。</p> <p>2 運転指導者は、教育運転計画書に基づき、教育運転を受ける者の指導及び監督を行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>第9章 原子炉施設の利用</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 利 用</b></p> <p>(利用の範囲)</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><b>第68条</b> 原子炉施設の利用の範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 原子炉を利用する実験</p> <p>(2) 原子炉の運転（第30条の試験運転を除く。）</p> <p>2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合、原子炉の利用を行わせてはならない。</p> <p>(1) 第30条の試験運転を行う場合</p> <p>(2) 原子炉施設（原子炉の運転に直接関連があるものに限る）の改造、修理、若しくは取り替え、又は原子炉施設の<u>定期事業者検査</u>を行う場合</p> <p>(3) 巡視点検、起動前点検等において確認すべき事項が生じた場合</p> <p>(4) その他、気象条件、社会環境等により原子炉の運転が不適当と認められた場合</p> <p>(利用の許可)</p> <p><b>第69条</b> 原子炉施設を利用しようとする者は、その目的及び方法等を記載した「研究計画申請書」又は「使用登録申請書」を所長に提出し許可を受ける。</p> <p>2 所長は、前項の許可をしようとする場合、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>3 原子炉施設を利用しようとする者は、その目的、内容、利用時間等を記載した「原子炉利用・運転申込書」を利用日ごとに提出し、室長の許可を受ける。</p> <p>(許可の基準)</p> <p><b>第70条</b> 所長は、原子炉施設の利用申込みの内容が次の各号のいずれかに該当する場合、前条第1項の許可を与えてはならない。</p> <p>(1) 原子炉の運転に際し、危険な事故を発生するおそれのある場合</p> <p>(2) 他の利用者等に危険を与え、又はその業務を妨害するおそれのある場合</p> <p>(3) 原子炉の運転に重大な支障をおよぼすおそれのある場合</p> <p>(4) 原子炉施設又は器物に著しい放射性又は非放射性の汚染を生ずるおそれのある場合</p> <p>(5) 原子炉施設又は器物を損傷するおそれのある場合</p> <p>(6) その他原子炉の正常な運転、又は有効な利用を妨げるおそれのある場合</p> <p>2 室長は、実験物又は照射試料が放射化することにより、法令上の管理を必要とするような放射性物質となる場合、前条第3項の許可を与えて</p>



保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>はならない。</p> <p>(利用の中止)</p> <p><b>第71条</b> 室長は、第68条第1項各号に掲げる原子炉利用の途中において、第70条第1項各号のいずれかに該当する事態を生じた場合、原子炉施設の利用を中止、又は変更させなければならない。この場合、室長は、その経緯と結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p>
<p>十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関する事。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第12号</p> <p><b>核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</b></p> <p>1. 事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>2. 新燃料及び使用済燃料の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関する事が定められていること。なお、この事項は、第9号又は第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p><b>第5章 核燃料管理</b></p> <p>(核燃料物質の運搬)</p> <p><b>第35条</b> 計量管理班長は、管理区域外において核燃料物質（<u>新燃料及び使用済み燃料をいう。以下、本条において同じ。</u>）を運搬する場合、室長の承認及び原子炉主任技術者の同意を得た後、次の事項を遵守して行う。</p> <p>(1) いかなる場合においても臨界に達しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 核燃料物質は、これを所定の容器に封入し、運搬中において移動、転倒又は転落するおそれがないように行うこと。</p> <p>(3) 危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 運搬物の運搬経路には、標識の設置、見張人の配置等の方法により関係者以外の者及び車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取り扱いには、複数の管理室員を同行させ、保安のための監督を行わせること。</p> <p>(6) 運搬物及びこれらを運搬する車両には、所定の標識を取り付けること。</p> <p>(7) 運搬物を車両で運搬する場合、徐行で行うこと。</p> <p>2 保健物理班長は、管理区域外へ核燃料物質を運搬する容器について、線量率及び表面密度が表14に定める値を超えないことを確認する。<u>ただし、第44条の2第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面密度についての確認を省略できる。</u></p> <p>3 計量管理班長及び保健物理班長は、事業所外において核燃料物質を運搬する場合、法律に定める車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準に適合することを確認する。</p> <p><u>4 計量管理班長は、前項の運搬を行う場合、所長の承認を得る。</u></p> <p>(核燃料物質の貯蔵)</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><b>第36条</b> 計量管理班長は、核燃料物質を貯蔵する場合、室長の承認を得た後、次の事項を遵守して行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 燃料板は、所定の燃料板保管容器に納め、核燃料物質貯蔵施設(以下「貯蔵施設」という。)に貯蔵すること。</li> <li>(2) 燃料板保管容器は1箱のみ使用する。貯蔵する燃料板の枚数は50枚を超えないようにすること。</li> <li>(3) 原子炉燃料体一時保管設備に貯蔵する原子炉燃料体の体数は12体を超えないようにすること。</li> <li>(4) 貯蔵施設に貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示すること。</li> <li>(5) 核燃料物質の貯蔵に従事する者以外の者が貯蔵施設に立ち入る場合、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。</li> <li>(6) 核燃料物質の貯蔵は、いかなる場合においても臨界に達しないようにすること。</li> </ol> <p>2 計量管理班長は、年2回貯蔵施設を巡視し、次の事項を点検する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 貯蔵施設の状態</li> <li>(2) 核燃料物質の保管の状態</li> </ol> <p>3 計量管理班長は、前項の巡視点検において異常が認められた場合、室長及び原子炉主任技術者に連絡するとともに原因を調査し、正常な貯蔵状態とするために必要な措置を講ずる。</p>
<p>十三 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第13号 <b>放射性廃棄物の廃棄</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</li> <li>2. 放射性液体廃棄物の固化等処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。</li> <li>3. 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</li> <li>4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</li> <li>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</li> </ol>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 放射性廃棄物管理</b></p> <p>(固体廃棄物の管理)</p> <p><b>第41条</b> 放射性同位元素等管理班長は、放射性固体廃棄物を可燃物、難燃物及び不燃物等に分類し、容器に封入し、又は汚染の広がりを防止する措置を講じた上、固体廃棄物保管室に保管する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 保健物理班長は、前項の作業に当たり、固体廃棄物が安全で、かつ、適切な取り扱いにより処理されていることを確認する。</li> <li>3 保健物理班長は、年2回、次の点検を行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 固体廃棄物保管室の状態</li> <li>(2) 固体廃棄物の保管の状態</li> </ol> </li> <li>4 保健物理班長は、前項の点検において異常が認められた場合、室長及び原子炉主任技術者に連絡するとともに原因を調査し、正常な保管状態とするために必要な措置を講ずる。</li> </ol> <p><b>5 放射性同位元素等管理班長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次に定める措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況</b></p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p> <p>7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	<p><u>を確認する。</u></p> <p><u>(1) 法令に適合する容器に封入して、運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</u></p> <p><u>(3) 危険物と混載しないこと。</u></p> <p><u>(4) 容器等の適当な場所に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</u></p> <p><u>(5) 車両を徐行させること。</u></p> <p><u>(6) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>6 <u>保健物理班長は、前項の運搬において、運搬前に表14に定める線量率及び表面密度を超えていないことを確認する。ただし、第44条の2第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面密度についての確認を省略できる。</u></p> <p>7 <u>放射性同位元素等管理班長は、放射性固体廃棄物を事業所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、事業所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</u></p> <p><u>(2) 事業所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</u></p> <p><u>(3) 放射性固体廃棄物を事業所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</u></p> <p>8 <u>放射性同位元素等管理班長は、事業所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</u></p> <p>9 <u>保健物理班長は、運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p><u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</u></p> <p><u>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</u></p> <p>10 <u>保健物理班長は、運搬前に表14に定める線量率及び表面密度を超えていないことを確認する。ただし、第44条の2第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面密度についての確認を省略できる。</u></p> <p>(液体廃棄物の管理)</p> <p><b>第42条</b> 保健物理班長は、液体廃棄物を管理区域の外に放出する場合、</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>採水法により廃液中の放射性物質の濃度を測定後、<u>一般排水溝より放出</u>する。</p> <p>2 保健物理班長は、前項に規定する採水法による測定により廃液中の放射性物質の濃度が表10に定める管理目標値以下であることを確認する。</p> <p>3 保健物理班長は、液体廃棄物の測定により水中の放射性物質の濃度が表10に定める<u>放出</u>管理目標値を超えた場合、その旨を速やかに、また、その状況及びそれに対する処置を室長及び原子炉主任技術者に報告するとともに、<u>放出量が合理的に達成できる限り低くなるように管理しなければならない</u>。</p> <p>4 室長は、前項の報告を受けた場合、速やかにその原因を調査し、必要な措置を講ずるとともに、所長に報告する。</p> <p>(気体廃棄物の管理)</p> <p><b>第43条</b> 保健物理班長は、気体廃棄物を放出する場合、<u>排気筒より放出するとともに</u>排気モニタにより連続的に排気中の放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>2 保健物理班長は、第1項に規定する排気モニタに警報設備を取り付け、排気筒における空気中の放射性物質の濃度が、表5に定める値を超え、又は超えるおそれのある場合、警報設備が作動するようにしなければならない。</p> <p>3 保健物理班長は、原子炉運転中に排気モニタの警報設備が作動した場合、記録を残すとともに放射線測定器が正常であることを確認した後、原因等について調査し、室長に報告する。</p> <p>4 保健物理班長は、気体廃棄物を放出する場合、第1項に規定する測定により周辺監視区域の外における空気中の放射性物質の濃度が、表10に定める管理目標値を超えないようにするとともに、<u>放出量が合理的に達成できる限り低くなるように管理しなければならない</u>。</p> <p>5 保健物理班長は、周辺監視区域の外における空気中の放射性物質の濃度が表10に定める管理目標値を超えた場合、その旨を速やかに、また、その状況及びそれに対する処置を、室長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>6 室長は、前項の報告を受けた場合、速やかにその原因を調査し、必要な措置を講ずるとともに、所長に報告する。</p> <p>(周辺監視区域外における環境放射線等の測定)</p> <p><b>第58条</b> 保健物理班長は、周辺監視区域外の環境放射線等について、</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>測定項目、測定頻度等については表 1 1 に、線量測定又は試料採取の場所については図 5 に定めるところにより測定する。</p> <p>2 前項によるもののほか、所長が必要と認めた場合、周辺監視区域外における放射線測定を行う。</p> <p>3 保健物理班長は、第 1 項及び第 2 項の測定結果について、環境放射線等の変動の範囲を超えて異常が発見された場合、速やかに室長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>4 室長は、前項の報告を受けた場合、その原因を調査し、速やかに所長にその旨を報告する。</p> <p>5 所長は、前項の報告を受けた場合、原因を取り除く措置を講ずる。</p>
<p>十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>試験炉規則第 15 条第 1 項第 14 号 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）が定められていること。</p> <p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。</p> <p>5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体と与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員等は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p><b>第 2 条 研究所の保安活動全般に適用する。ただし、</b>原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関しては、「原子力災害対策特別措置法」第 7 条の規定に基づき研究所が制定する「原子力事業者防災業務計画」の定めるところによる。</p> <p>2 近畿大学原子力研究所長（以下「所長」という。）は、保安規定の下部規定を新たに制定、改正又は廃止しようとするときは、原子炉主任技術者及び品質保証責任者の意見を聴く。</p> <p>(緊急作業に従事する放射線業務従事者の被ばく管理等)</p> <p><b>第 5 条の 2</b> 所長は、原子炉施設において原子炉燃料体等による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）を、その実効線量が 100 ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量が 300 ミリシーベルト及び皮膚の等価線量が 1 シーベルトを超えない範囲において、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 所長は、前項規定にかかわらず、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示第 7 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 3 号ホ、第 4 号に示すいずれかの事象が発生した場合、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）を、その実効線量が 250 ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量が 300 ミリシーベルト及び皮膚の等価線量が 1 シーベルトを超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>3 所長は、第 1 項又は第 2 項の規定により緊急作業に従事させる放射線</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>業務従事者の選定に当たっては、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者であることを確認する。</p> <p>(1) 表16の緊急作業についての保安教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 表16の緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 前項の場合にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者</p> <p>4 室長は、放射線業務従事者を第1項又は第2項の規定により緊急作業に従事させる場合、作業計画を作成し、原子炉主任技術者及び保健物理班長の同意を得る。ただし、極めて緊急を要する場合にあつては、この限りではない。</p> <p>5 前項のただし書きの規定により緊急作業を行った場合は、室長は速やかに原子炉主任技術者及び保健物理班長に通知する。</p> <p>6 室長は、放射線業務従事者を第1項又は第2項の規定により緊急作業に従事させる場合、当該作業に係る外部被ばく及び内部被ばくによる線量の測定及び評価を保健物理班長に依頼する。</p> <p>7 保健物理班長は、前項の依頼を受けた場合、緊急作業に係る線量について表7に定める項目、頻度に基づき測定及び評価を行い、その結果を室長及び原子炉主任技術者に報告する。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出する。</p> <p>8 室長は、前項の評価結果により、緊急作業に従事させた放射線業務従事者の緊急作業期間中の実効線量及び等価線量が、第1項又は第2項に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないように管理する。</p> <p>9 室長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講ずる。</p> <p>10 所長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、緊急作業に係る業務に従事後1月内ごとに1回及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を受診させなければならない。</p> <p>(防護具類等の管理)</p> <p><b>第60条</b> 保健物理班長は、表13に定める防護具類等を6月に1回の頻度で点検し、員数並びに外観及びその機能が正常であることを確認する。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>2 保健物理班長は、表13に定める防護具類が破損した場合、速やかに修理し、又は補充する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第10章 非常事態における措置</b></p> <p>(非常事態対策組織)</p> <p><b>第73条</b> 所長は、非常事態が発生した場合、直ちに非常事態に対する活動を行うために、図6に定める非常事態対策組織を設置しなければならない。</p> <p>2 所長は、非常事態対策組織に本部（以下「対策本部」という。）を置き、本部長として非常事態対策本部員（以下「本部員」という。）を指揮し、非常事態の防護活動に関する業務を統括する。</p> <p>3 対策本部は、次の各号に掲げる本部員で組織する。所長は、本部員をあらかじめ指名する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本部長</li> <li>(2) 副本部長</li> <li>(3) 室長</li> <li>(4) 原子炉主任技術者</li> <li>(5) その他の本部員</li> </ul> <p>4 副本部長、室長、原子炉主任技術者は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長不在の場合は本部長を代行する。</li> <li>(2) 室長は、本部長・副本部長を補佐し、本部長・副本部長不在の場合は本部長を代行する。</li> <li>(3) 原子炉主任技術者は、本部長に必要な助言を行う。</li> </ul> <p>5 本部員は非常事態の措置に係る業務について本部長から命令を受けた場合、他のすべての業務に優先して非常事態の措置に係る業務に従事する。</p> <p>(事前の措置)</p> <p><b>第74条</b> 所長は、非常事態に対処するため、次の各号に掲げる措置を講じておかななければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 通信連絡機器、防護具、放射線測定器、地図及び担架の整備</li> <li>(2) 研究所内及び関係機関への通報連絡体制の整備</li> </ul> <p>2 保健物理班長は、前項に定める非常事態時対応資機材を定期的に点検する。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>(緊急事態)</u></p> <p><b>第81条の2</b> 所長は、防災業務計画で定める警戒事態又は施設敷地緊急事態もしくは全面緊急事態に該当する事象（以下「緊急事態」という。）が発生した場合、緊急時体制を発令するとともに、その後の措置は、防災業務計画に定めるところに従い、応急措置及び緊急時における活動その他の活動を実施しなければならない。</p> <p><u>(関係機関等への通報)</u></p> <p><b>第81条の3</b> 所長は、緊急事態が発生した場合、防災業務計画で定められた通報経路に従い、関係機関に通報しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の通報の他に、研究所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者に対する避難指示を行う。</p> <p><u>(緊急事態の解除)</u></p> <p><b>第81条の4</b> 所長は、緊急事態の原因となる事象が収束した場合、防災業務計画の定めるところに従い、緊急時体制を解除する。</p> <p>(非常事態教育訓練)</p> <p><b>第86条</b> 所長は、非常事態対策組織に属する者に対し、非常事態に対処するための非常事態教育訓練を年1回以上行う。</p> <p>2 所長は、緊急作業要員として選定を受けようとする者に対し、表15に従い、緊急作業に係る訓練を実施し、選定後は、毎年1回以上実施する。また、これらの訓練の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。なお、本項及び前項の訓練は、前項の非常事態教育訓練と同等の項目については、兼ねることができる。</p>
<p>十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第15号</p> <p>設計想定事象等に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災</p> <p>可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設か</p>	<p>(基本方針)</p> <p><b>第1条の2</b> 研究所における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による研究所員(以下「所員」という。)及び公衆の被ばくを定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために適切な品質マネジメント活動に基づき実施する。</p> <p>2 法第35条第1項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。)第9条第1項第1号から第4号の定めに従って、試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する方針(以下「施設管理方針」という。)、施設管理の目標(以下「施設管理の目標」という。)及び施設管理の実施の計画(以下「施設管理実施計画」という。)を定め、保</p>



保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>ら多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの(以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。)</p> <p>当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関する事。</p> <p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関する事。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p><u>全活動を実施する。</u></p> <p>(巡視点検)</p> <p><b>第17条</b> 原子炉管理班長は、毎日1回以上原子炉施設を巡視し、次の施設及び設備について点検する。ただし、原子炉施設に立ち入ることのない日についてはこの限りではない。</p> <p>(1) 制御棒駆動設備</p> <p>(2) 電源及び排気施設</p> <p>(3) 消火設備及び火災感知設備</p> <p>(4) 安全避難通路、誘導灯、避難用照明及び携帯用照明</p> <p>(5) 通信連絡設備</p> <p>(6) 放射線サーベイ設備</p> <p>2 前項の巡視及び点検を行った場合は、次の事項を含む記録を作成する。</p> <p>(1) 巡視及び点検の状況</p> <p>(2) 巡視及び点検の結果</p> <p>(3) 実施者の氏名</p> <p>3 原子炉管理班長は、表1の2に定める原子炉施設の保安に係る機器について、当該機器に故障が生じた場合又は性能の劣化が発見された場合は、修理又は同等の性能を有するものに交換する。</p> <p>(異常時の措置)</p> <p><b>第27条</b> 原子炉管理班長は、巡視又は点検において異常を発見した場合、保安に必要な措置を講ずるとともに室長及び原子炉主任技術者に連絡する。</p> <p>2 運転責任者は、原子炉運転中に、次に該当する場合、原子炉停止措置を含む必要な応急措置を講じ、直ちに原子炉管理班長に報告するとともに、原子炉施設内にいる者にその状況等を伝達する。ただし、点検及び検査のために第2号、第3号、第6号及び第7号が発生した場合であつて、原因が明らかな場合は除く。</p> <p>(1) 起動前及び停止後の点検並びに第29条に定める地震時の点検において異常を発見した場合</p> <p>(2) 原子炉施設に係る警報設備が作動した場合</p> <p>(3) 原子炉施設に自動でスクラムが発生した場合</p> <p>(4) 原子炉施設に運転中異常を発見し、手動でスクラムした場合</p> <p>(5) 商用電源が喪失した場合</p> <p>(6) 異常事態時原子炉停止装置を使用した場合</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(7) 独立中性子吸収体を使用した場合  (8) その他運転の継続が危険又は重大な事態を引き起こすと思われる異常を発見した場合</p> <p>3 原子炉管理班長は、前項の報告を受けた場合、記録を残すとともにその原因を調査し、原子炉施設の保安の維持に必要な措置を講ずるとともに、室長及び原子炉主任技術者に連絡する。</p> <p>4 原子炉管理班長は、第2項第3号から第6号及び第8号による計画外停止が発生した場合、次の事項を確認する。  (1) 安全棒及びシム安全棒の挿入  (2) 出力の低下  (3) 原子炉施設外への放射性物質放出の有無</p> <p>5 原子炉管理班長は、運転中に原子炉制御盤の警報設備が作動し解除できない場合、原子炉を停止する。</p> <p>(火災の発生防止対策)</p> <p><b>第29条の4</b> 室長は、原子炉施設における火災の発生を防止するため、次の措置を講ずる。  (1) 原子炉室及び原子炉制御室への可燃物の持ち込みを制限する。  (2) 夜間、休日等は、持ち込んだ可燃物を原子炉室及び原子炉制御室外に搬出する。  (3) 原子炉本体及び原子炉室に可燃物を持ち込む場合は、火災発生時に備え、消防への通報及び初期消火等の対応体制を維持する。</p> <p>(火災発生時の措置)</p> <p><b>第29条の5</b> 室長は、周辺監視区域内で火災が発生した場合、次の措置を講ずる。  (1) 原子炉が運転中の場合は、直ちに原子炉を停止し、消防への通報及び消火活動を行う。  (2) 夜間・休日等の場合は、消防への通報及び消火活動を行う。</p> <p>2 室長は、周辺監視区域外からの延焼の恐れがある場合、直ちに原子炉の停止、消防への通報を行う。</p> <p>3 計量管理班長は、核燃料物質の取扱い中に周辺監視区域内で火災が発生した場合、又は周辺監視区域外からの延焼の恐れがある場合は、核燃料物質を炉心又は核燃料物質貯蔵設備に格納する。</p> <p>4 室長は、原子炉本体及び核燃料物質貯蔵設備の消火については、消火器を用いる等、直接放水以外の方法を優先的に実施する。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第16号 <b>記録及び報告</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</li> <li>試験炉規則第6条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</li> <li>事業所長及び試験研究用等原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。</li> <li>特に、試験炉規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められていること。</li> <li>当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</li> </ol>	<p><b>第15章 記録及び報告</b></p> <p>（記録）</p> <p><b>第100条</b> 所長は、表17、表18及び表19に定めるところにより、原子炉施設の保安に係る事項及び原子炉の運転その他原子炉施設の使用に関する事項等（保安規定の遵守状況を含む。）の記録を適正に作成し、これを保存する。また、品質マネジメント計画書に定めるところにより、保安活動以外の品質マネジメント活動に係る記録を適正に作成し、これを保存する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>所長は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定する。</li> <li>記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能なものでなければならない。</li> </ol> <p><b>4 記録の保管責任者は、総務班長とする。</b></p> <p>（故障等の報告）</p> <p><b>第101条</b> 室長は、原子炉施設について次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。</li> <li>原子炉の運転中において、原子炉施設の故障により、原子炉の運転が停止したとき、又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき。（原子炉施設の故障の原因が明らかであり、かつ、原子炉の運転に支障が生じるおそれがないときを除く。）</li> <li>原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物の故障により、原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき。（前号に掲げる場合を除く。）</li> <li>火災により原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物の故障があったとき。ただし、当該故障が消火又は延焼防止の措置によるときを除く。</li> <li>原子炉施設の故障により、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき。</li> <li>周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が法令に定める「周辺監視区域の外の空気中の濃度限度」を超えたとき。</li> <li>核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。</li> <li>原子炉施設の故障により、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、漏えいした核燃料物質等の放射線量が微量のとき及びその他漏えいの程度が軽微なときを除く。</li> </ol>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(9) 原子炉施設の故障により、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。</p> <p>(10) 放射線業務従事者について第53条第1項に係る線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。</p> <p>(11) 前各号のほか、原子炉施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>2 室長は、前項の報告をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(1) 故障等の発生の日時</p> <p>(2) 故障等の状況及び故障等に際してとった措置</p> <p>(3) 故障等の原因</p> <p>(4) 故障等後の措置</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項</p> <p><u>3 所長は、第1項の報告を受けた場合、直ちに理事長及び原子力規制委員会へ報告する。</u></p>
<p>十七 試験研究用等原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第17号</p> <p><b>試験研究用等原子炉施設の施設管理</b></p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p> <p>2. 試験研究用等原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」（原規規発第1911131号（令和元年11月13日原子力規制委員会決定））を参考とし、試験炉規則第9条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。</p> <p>3. 運転を開始した日以後30年を経過した試験研究用等原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。</p> <p>4. 試験炉規則第15条第1項第17号に掲げる試験研究用等原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下</p>	<p>(基本方針)</p> <p><b>第1条の2</b> 研究所における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による研究所所員（以下「所員」という。）及び公衆の被ばくを定められた限度以下であつて、かつ、合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために適切な品質マネジメント活動に基づき実施する。</p> <p><u>2 法第35条第1項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第9条第1項第1号から第4号の定めに従つて、試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する方針（以下「施設管理方針」という。）、施設管理の目標（以下「施設管理の目標」という。）及び施設管理の実施の計画（以下「施設管理実施計画」という。）を定め、保安活動を実施する。</u></p> <p><u>(施設管理目標の策定)</u></p> <p><b>第61条の3</b> 室長は、原子炉施設について、第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従つて、達成すべき施設管理目標を策定し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>「技術評価書」という。)が添付されていること。</p> <p>5. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</p> <p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p><u>(施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定)</u></p> <p><b>第61条の4</b> 室長は、前条の施設管理目標を踏まえて、原子炉施設のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を定めなければならない。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器等がない場合は、この限りでない。</p> <p><u>(施設管理実施計画等)</u></p> <p><b>第61条の5</b> 室長は、原子炉施設について次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなくてはならない。ただし、施設管理上必要としない事項についてはこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること</li> <li>(2) 原子炉施設の設計及び工事に関すること</li> <li>(3) 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること</li> <li>(4) 原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(原子炉施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。)に関すること</li> <li>(5) 原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること</li> <li>(6) 原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること</li> <li>(7) (6)の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること</li> <li>(8) 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること</li> </ol> <p><u>(保全活動の実施)</u></p> <p><b>第61条の6</b> 室長は、原子炉施設について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p><u>(保全活動の有効性評価及び改善)</u></p> <p><b>第61条の7</b> 室長は、原子炉施設について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 定期事業者検査等</b></p> <p>(定期事業者検査)</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><b>第62条</b> 原子炉管理班長又は保健物理班長は、<u>原子炉施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 定期事業者検査計画</u></p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標（第61条の2の規定により策定した場合に限る）</p> <p><u>(2) 定期事業者検査要領</u></p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 原子炉管理班長及び保健物理班長は、<u>検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、室長に報告する。</u></p> <p>3 室長は、前項の報告を受けた場合、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長に報告する。</p> <p><u>(使用前事業者検査)</u></p> <p><b>第65条の2</b> 原子炉管理班長及び保健物理班長は、<u>使用前事業者検査を実施しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 使用前事業者検査計画</u></p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 工事の内容</p> <p>ハ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ニ 予定期間</p> <p><u>(2) 使用前事業者検査要領</u></p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p> <p>2 原子炉管理班長及び保健物理班長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、室長に報告する。 3 室長は、前項の報告を受けた場合、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長に報告する。</p> <p>(経年劣化に関する評価結果に基づく長期施設管理方針の策定) 第 99 条 所長は、定期評価委員会の経年劣化に関する評価結果に基づき、評価後 10 年間の長期施設管理方針を策定する。また、所長は、長期施設管理方針を理事長に報告し、実施する。 2 所長は、前項の長期施設管理方針の策定に際し、室長及び原子炉主任技術者の同意を得る。 3 所長は、第 1 項の長期施設管理方針について変更が必要になった場合、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、長期施設管理方針を変更することができるものとする。この場合、室長及び原子炉主任技術者の同意を得る。</p>
<p>十八 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第18号 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価について、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」を参考に、試験炉規則第 14 条の 2 に規定された試験研究用等原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。 2. 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関することについては、試験炉規則第 14 条の 2 の規定に基づく措置を講じたときは、同条に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに QMS の改善を行うことが定められていること。</p>	<p>第 14 章 原子炉施設の定期的な評価</p> <p>(定期的な評価の実施に係る措置) 第 94 条 所長は、試験炉規則第 14 条の 2 に基づき、次の各号に掲げる ところにより、原子炉施設に係る定期的な評価の実施に係る措置を講じなければならない。 (1) 原子炉施設の保安活動の実施状況について、平成 17 年 2 月 1 日までに評価を行い、評価後 10 年を超えない期間毎に再評価を行うこと。 (2) 原子炉施設の保安活動への最新の技術的知見の反映状況について、平成 17 年 2 月 1 日までに評価を行い、評価後、10 年間を超えない期間毎に再評価を行うこと。 2 所長は、試験炉規則第 9 条の 2 に基づき、次に掲げるところにより、原子炉施設の高経年化に関する技術的評価を、実施しなければならない。 (1) 原子炉施設の経年劣化について、平成 17 年 2 月 1 日までに技術的な評価を行い、その評価結果に基づき、評価後 10 年を超えない期間毎に再評価及び策定を行うこと。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(定期評価委員会の設置)</p> <p><b>第95条</b> 所長は、前条第1号及び第2号の評価を行うに当たり、定期評価委員会を所内に設置する。</p> <p>(定期評価実施計画)</p> <p><b>第96条</b> 定期評価委員会の委員長は、定期的な評価を行うに当たり、保安活動評価実施計画及び経年変化評価実施計画を策定し、所長の承認を受ける。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 所長は、前項の保安活動評価実施計画及び経年変化評価実施計画の承認に際し、室長及び原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>(評価の実施と結果の報告)</p> <p><b>第97条</b> 定期評価委員会の委員長は、前条の計画に基づき評価を実施し、評価を終了した場合に、その結果を保安活動評価報告書及び経年変化評価報告書として取りまとめ、所長に報告する。</p> <p>(保安活動に関する評価結果に基づく改善計画の策定)</p> <p><b>第98条</b> 所長は、定期評価委員会の保安活動に関する評価結果に基づき、改善を必要と認めた場合には改善計画を策定する。また、所長は、改善計画を理事長に報告し、実施する。</p> <p>2 所長は、前項の改善計画の策定に際し、室長及び原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更する場合においても同様とする。</p>
<p>十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に関する事。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第19号</p> <p><b>技術情報の共有</b></p> <p>1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の試験研究用等原子炉設置者と共有し、自らの試験研究用等原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>	<p><b>【品質マネジメント計画書より】</b></p> <p><b>8.5.3 未然防止処置</b></p> <p>(1) <u>原子力研究所は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を定める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含まれる。</u></p> <p>(2) <u>未然防止処置は、自らの組織で起こり得る問題の影響(不適合の重要性)に応じたものとする。</u></p> <p>(3) <u>次の事項に関する要求事項(附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を規定するために、是正処置・未然防止処置管理規則を作成する。</u></p>



保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因の特定</u></p> <p>b) <u>不適合の発生を未然防止するための処置の必要性の評価</u></p> <p>c) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>d) <u>講じた処置の結果の記録(4.2.4 参照)</u></p> <p>e) <u>講じた未然防止処置の実効性のレビュー</u></p>
<p>二十 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第20号</p> <p><b>不適合発生時の情報の公開</b></p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p> <p>2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	<p>【品質マネジメント計画書より】</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) <u>原子力研究所は、業務・原子力施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を規定するために、不適合管理規則を作成する。</u></p> <p>(3) <u>該当する場合には、原子力研究所は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>検出された不適合を除去するための処置をとる。</u></p> <p>b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(4) <u>不適合を除去するために修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</u></p> <p>(5) <u>不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する(4.2.4 参照)。</u></p> <p>(6) <u>所長は、原子炉施設等の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理規則に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</u></p> <p>(7) <u>室長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</u></p>
<p>二十一 その他試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第21号</p> <p><b>その他必要な事項</b></p> <p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、試験研究用等原子炉施設</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>(目的)</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	<p><b>第1条</b> この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号、以下「法律」という。）第37条第1項の規定に基づき、近畿大学原子力研究所（以下「研究所」という。）の原子炉施設の保安のために必要な措置（以下、「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物または試験研究用等原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>（基本方針）</p> <p><b>第1条の2</b> 研究所における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による研究所職員（以下「所員」という。）及び公衆の被ばくを定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために適切な品質マネジメント活動に基づき実施する。</p> <p><u>2（略）</u></p> <p>（適用範囲）</p> <p><b>第2条</b> 研究所の保安活動全般に適用する。ただし、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関しては、「原子力災害対策特別措置法」第7条第1項の規定に基づき研究所が制定する「原子力事業者防災業務計画」（以下「防災業務計画」という。）の定めるところによる。</p> <p>2 近畿大学原子力研究所長（以下「所長」という。）は、保安規定の下部規定を新たに制定、改正又は廃止しようとするときは、原子炉主任技術者及び品質保証責任者の意見を聴く。</p> <p>（試験運転、訓練運転及び教育運転の定義）</p> <p><b>第3条</b> 試験運転とは、原子炉施設について、次の各号に該当する目的又は条件で行われる運転をいう。</p> <p>（1）未知の特性を測定する場合</p> <p>（2）新たな運転条件で運転する場合</p> <p>（3）前各号に掲げるもののほか、既知の運転条件と異なる条件が生ずる可能性のある場合</p> <p>2 訓練運転とは、運転責任者若しくは補助運転者の資格を認定するため原子炉の運転操作技術及び運転管理技術を習得させることを目的として、運転操作及び運転管理を行わせる運転をいう。</p> <p>3 教育運転とは、教育を目的として、第34条の2の規定に基づいて承</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

試験炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>認された者に運転操作を行わせる運転をいう。</p> <p>(原子炉施設の定義)</p> <p><b>第4条</b> 原子炉施設とは、近畿大学の試験研究用等原子炉及びその附属施設を構成する構築物、設備、機器等であつて、原子炉の保安に関連するものをいう。</p>